

流山市地域防災計画事前協議（確認事項）意見【第1回】

風水害等編

章	節	頁	指 摘 事 項	No.								
目次			→第2章 第3節 第2 6 「 <u>がけくずれ警報の発令</u> 」を「 <u>土砂災害警戒情報の発表</u> 」に、第2章 第7節 第3 2 「 <u>2 千葉県防災情報システム・・・2-48</u> 」を削除、第2章 第7節 第4 「 <u>第4 警察における災害通信網の整備・・・2-51</u> 」を削除、第2章 第12節 第2 「 <u>ページ確認のこと</u> 」を削除。	1								
1	3	6	下記のとおり修正 第1 市防災会議の職務 エ →「全各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する <u>事項</u> 」を「全各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する <u>事務</u> 」 ※ 流山市防災会議条例 第2条 第4号 に記載	2								
1	4	10	下記のとおり修正 表 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(2/4) <table border="1"><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>関東信越厚生局</td><td>〈埼玉県さいたま市中央区新都心 1—1 (TEL) 048-740-0711〉 <u>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</u> <u>イ 関係職員の派遣に関すること。</u> <u>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</u></td></tr><tr><td>関東農政局</td><td>〈埼玉県さいたま市中央区新都心 2—1 (TEL) 048-600-0600〉 <u>ア 災害予防対策</u> (ア) (省略) (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (以下省略)</td></tr><tr><td>千葉農政事務所</td><td>(省略) <u>ア 災害時における応急給食用の米穀の売却に関すること。</u></td></tr></table> ※ 関東信越厚生局及び関東農政局にあっては、県地域防災計画の記載にあわせたもの 千葉農政事務所にあっては、農林水産省による乾パンの備蓄が、平成 22年2月末をもって廃止されたためのもの。	機関の名称	事務又は業務の大綱	関東信越厚生局	〈埼玉県さいたま市中央区新都心 1—1 (TEL) 048-740-0711〉 <u>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</u> <u>イ 関係職員の派遣に関すること。</u> <u>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</u>	関東農政局	〈埼玉県さいたま市中央区新都心 2—1 (TEL) 048-600-0600〉 <u>ア 災害予防対策</u> (ア) (省略) (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (以下省略)	千葉農政事務所	(省略) <u>ア 災害時における応急給食用の米穀の売却に関すること。</u>	3
機関の名称	事務又は業務の大綱											
関東信越厚生局	〈埼玉県さいたま市中央区新都心 1—1 (TEL) 048-740-0711〉 <u>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</u> <u>イ 関係職員の派遣に関すること。</u> <u>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</u>											
関東農政局	〈埼玉県さいたま市中央区新都心 2—1 (TEL) 048-600-0600〉 <u>ア 災害予防対策</u> (ア) (省略) (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (以下省略)											
千葉農政事務所	(省略) <u>ア 災害時における応急給食用の米穀の売却に関すること。</u>											
1	4	11	下記のとおり修正 表 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(3/4)	4								

			<table><tr><td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>関東運輸局</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>関東地方整備局</td><td> 〈埼玉県さいたま市中央区新都心 2—1 (TEL) 048—601—3151〉 ア 災害予防 (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (イ) 通信施設等の整備に関すること。 (ウ) 公共施設等の整備に関すること。 (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること。 <u>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること</u> <u>(カ) 豪雪害の予防に関すること。</u> イ 災害応急対策 (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言、協力及び予警報の伝達等に関すること。 (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること。 (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 (カ) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 (キ) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 <u>(ク) 緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</u> ウ 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。 </td></tr><tr><td>江戸川河川事務所</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>東京航空局 成田空港事務所</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td><td> 〈千葉県銚子市川口町 2—6431 (TEL) 0479—23—7705〉 <u>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。</u> <u>イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること。</u> ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。 </td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	機関の名称	事務又は業務の大綱	関東運輸局	(省略)	関東地方整備局	〈埼玉県さいたま市中央区新都心 2—1 (TEL) 048—601—3151〉 ア 災害予防 (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (イ) 通信施設等の整備に関すること。 (ウ) 公共施設等の整備に関すること。 (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること。 <u>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること</u> <u>(カ) 豪雪害の予防に関すること。</u> イ 災害応急対策 (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言、協力及び予警報の伝達等に関すること。 (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること。 (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 (カ) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 (キ) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 <u>(ク) 緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</u> ウ 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。	江戸川河川事務所	(省略)	東京航空局 成田空港事務所	(省略)	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	〈千葉県銚子市川口町 2—6431 (TEL) 0479—23—7705〉 <u>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。</u> <u>イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること。</u> ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。	
機関の名称	事務又は業務の大綱															
関東運輸局	(省略)															
関東地方整備局	〈埼玉県さいたま市中央区新都心 2—1 (TEL) 048—601—3151〉 ア 災害予防 (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (イ) 通信施設等の整備に関すること。 (ウ) 公共施設等の整備に関すること。 (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること。 <u>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること</u> <u>(カ) 豪雪害の予防に関すること。</u> イ 災害応急対策 (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言、協力及び予警報の伝達等に関すること。 (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること。 (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 (カ) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 (キ) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 <u>(ク) 緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</u> ウ 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。															
江戸川河川事務所	(省略)															
東京航空局 成田空港事務所	(省略)															
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	〈千葉県銚子市川口町 2—6431 (TEL) 0479—23—7705〉 <u>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。</u> <u>イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること。</u> ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。															
1	4	1 2	下記のとおり修正 表 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱（4/4） <table><tr><td>機 の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>関東総合通信局</td><td> 〈<u>東京都千代田区九段南 1—2—1 (TEL) 03—6238—1600</u>〉 ア 電波及び有線電気通信の管理に関すること。 イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。 ウ 災害時における非常通信の確保に関すること。 エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 <u>オ 非常通信協議会の育 及び指導に関すること。</u> </td></tr><tr><td>千葉労働局</td><td>(省略)</td></tr></table> 住所及び電話番号の修正、語句の位置の修正。	機 の名称	事務又は業務の大綱	関東総合通信局	〈<u>東京都千代田区九段南 1—2—1 (TEL) 03—6238—1600</u>〉 ア 電波及び有線電気通信の管理に関すること。 イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。 ウ 災害時における非常通信の確保に関すること。 エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 <u>オ 非常通信協議会の育 及び指導に関すること。</u>	千葉労働局	(省略)	5						
機 の名称	事務又は業務の大綱															
関東総合通信局	〈<u>東京都千代田区九段南 1—2—1 (TEL) 03—6238—1600</u>〉 ア 電波及び有線電気通信の管理に関すること。 イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。 ウ 災害時における非常通信の確保に関すること。 エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 <u>オ 非常通信協議会の育 及び指導に関すること。</u>															
千葉労働局	(省略)															
1	4	1 3	下記のとおり修正 表 指定公共機関の事務又は業務の大綱（1/2）	6												

			<table><tr><td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>東日本電信電話(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ド・コ</td><td>東日本電信電話(株) 千葉支店 〈千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンビル (TEL) 043-274-4034〉 (株)エヌ・ティ・ティ・ド・コ 千葉支店 〈千葉市中央区千葉港 7-5 (TEL) 0120-800-000〉 (省略)</td></tr><tr><td>日本赤十字社</td><td>千葉県支部 〈千葉市中央区千葉港 5-7 (TEL) 043-241-7531〉 (省略)</td></tr><tr><td>日本放 協会</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>東日本高速道路(株)</td><td>谷和原管理事務所 〈茨城県つくばみらい市筒戸 1606 (TEL) 0297-52-2820〉 ア 有料道路の保全に関すること。 イ 有料道路の応急復旧工事の<u>施工</u>に関すること。 ウ 災害時における緊急通行路の確保に関すること。</td></tr><tr><td>首都高速道路(株)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>独立行政法人水資源機構</td><td>千葉用水総合<u>管理所</u> 〈千葉県八千代市村上 3139 (TEL) 047-483-0722〉 <u>ア 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。</u> <u>イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u></td></tr><tr><td>(以下省略)</td><td>(以下省略)</td></tr></table> ※ 住所及び電話番号の修正、県地域防災計画の記載にあわせたもの。	機関の名称	事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ド・コ	東日本電信電話(株) 千葉支店 〈千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンビル (TEL) 043-274-4034〉 (株)エヌ・ティ・ティ・ド・コ 千葉支店 〈千葉市中央区千葉港 7-5 (TEL) 0120-800-000〉 (省略)	日本赤十字社	千葉県支部 〈千葉市中央区千葉港 5-7 (TEL) 043-241-7531〉 (省略)	日本放 協会	(省略)	東日本高速道路(株)	谷和原管理事務所 〈茨城県つくばみらい市筒戸 1606 (TEL) 0297-52-2820〉 ア 有料道路の保全に関すること。 イ 有料道路の応急復旧工事の <u>施工</u> に関すること。 ウ 災害時における緊急通行路の確保に関すること。	首都高速道路(株)	(省略)	独立行政法人水資源機構	千葉用水総合 <u>管理所</u> 〈千葉県八千代市村上 3139 (TEL) 047-483-0722〉 <u>ア 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。</u> <u>イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u>	(以下省略)	(以下省略)	
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
東日本電信電話(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ド・コ	東日本電信電話(株) 千葉支店 〈千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンビル (TEL) 043-274-4034〉 (株)エヌ・ティ・ティ・ド・コ 千葉支店 〈千葉市中央区千葉港 7-5 (TEL) 0120-800-000〉 (省略)																			
日本赤十字社	千葉県支部 〈千葉市中央区千葉港 5-7 (TEL) 043-241-7531〉 (省略)																			
日本放 協会	(省略)																			
東日本高速道路(株)	谷和原管理事務所 〈茨城県つくばみらい市筒戸 1606 (TEL) 0297-52-2820〉 ア 有料道路の保全に関すること。 イ 有料道路の応急復旧工事の <u>施工</u> に関すること。 ウ 災害時における緊急通行路の確保に関すること。																			
首都高速道路(株)	(省略)																			
独立行政法人水資源機構	千葉用水総合 <u>管理所</u> 〈千葉県八千代市村上 3139 (TEL) 047-483-0722〉 <u>ア 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。</u> <u>イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</u>																			
(以下省略)	(以下省略)																			
1	4	1 4	下記の修正 表 指定公共機関の事務又は業務の大綱（2/2） →日本郵政グループを郵便事業(株)及び郵便局(株)にわけてください。 <u>郵便事業(株)</u> <u>ア 郵便事業に係る業務運行管理、指導及びこれらの施設等の保全に関すること。</u> <u>イ 災害時における郵便事業に係る業務運行の確保に関すること。</u> <u>ウ 災害時における郵便事業応急対策に関すること。</u> <u>郵便局(株)</u> <u>ア 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</u> <u>イ 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。</u>	7																
1	4	1 5	下記のとおり修正 表 指定地方公共機関の事務又は業務の大綱	8																

			<table><tr><td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>社団法人千葉県医師会</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>社団法人千葉県歯科医師会</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>社団法人千葉県薬剤師会</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>京和ガス(株) 京葉瓦斯(株)</td><td>京和ガス(株) 〈流山市江戸川台東 1-254 (TEL) 04-7155-1500〉 京葉瓦斯(株) ア (省略)</td></tr><tr><td>東武鉄道(株) 流鉄(株) 首都圏新都市鉄道(株)</td><td>東武鉄道(株) (省略) 流鉄(株)鉄道部 (省略) 首都圏新都市鉄道(株) (省略) (省略)</td></tr><tr><td>千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム</td><td>千葉テレビ放送(株) 〈千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL) 043-231-3111〉 (株)ニッポン放送 〈(省略)〉 (株)ベイエフエム 〈千葉市美浜区中瀬 2-6WBG マリヴェスト (TEL) 043-351-7878〉 (省略)</td></tr><tr><td>社団法人千葉県 トラック協会 社団法人千葉県バス 協会</td><td>(株)千葉県トラック協会 〈(省略)〉 (株)千葉県バス協会 〈(省略)〉 (省略)</td></tr><tr><td>千 県道路公社</td><td>(省略) (省略)</td></tr></table> ※ 名称、住所及び電話番号の修正、実線から点線への修正	機関の名称	事務又は業務の大綱	社団法人千葉県医師会	(省略)	社団法人千葉県歯科医師会	(省略)	社団法人千葉県薬剤師会	(省略)	京和ガス(株) 京葉瓦斯(株)	京和ガス(株) 〈流山市江戸川台東 1-254 (TEL) 04-7155-1500〉 京葉瓦斯(株) ア (省略)	東武鉄道(株) 流鉄(株) 首都圏新都市鉄道(株)	東武鉄道(株) (省略) 流鉄(株)鉄道部 (省略) 首都圏新都市鉄道(株) (省略) (省略)	千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	千葉テレビ放送(株) 〈千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL) 043-231-3111〉 (株)ニッポン放送 〈(省略)〉 (株)ベイエフエム 〈千葉市美浜区中瀬 2-6WBG マリヴェスト (TEL) 043-351-7878〉 (省略)	社団法人千葉県 トラック協会 社団法人千葉県バス 協会	(株)千葉県トラック協会 〈(省略)〉 (株)千葉県バス協会 〈(省略)〉 (省略)	千 県道路公社	(省略) (省略)	
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
社団法人千葉県医師会	(省略)																					
社団法人千葉県歯科医師会	(省略)																					
社団法人千葉県薬剤師会	(省略)																					
京和ガス(株) 京葉瓦斯(株)	京和ガス(株) 〈流山市江戸川台東 1-254 (TEL) 04-7155-1500〉 京葉瓦斯(株) ア (省略)																					
東武鉄道(株) 流鉄(株) 首都圏新都市鉄道(株)	東武鉄道(株) (省略) 流鉄(株)鉄道部 (省略) 首都圏新都市鉄道(株) (省略) (省略)																					
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	千葉テレビ放送(株) 〈千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL) 043-231-3111〉 (株)ニッポン放送 〈(省略)〉 (株)ベイエフエム 〈千葉市美浜区中瀬 2-6WBG マリヴェスト (TEL) 043-351-7878〉 (省略)																					
社団法人千葉県 トラック協会 社団法人千葉県バス 協会	(株)千葉県トラック協会 〈(省略)〉 (株)千葉県バス協会 〈(省略)〉 (省略)																					
千 県道路公社	(省略) (省略)																					
1	4	1 6	下記の修正 表 公共団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱 (1/2) <table><tr><td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合</td><td>本店 〈(省略)〉 八木支店 〈流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211〉 (省略)</td></tr><tr><td>土地改良区 (流山市新川、流山市、 流山市芝崎、坂川、今 上落、流山東部、富士 川)</td><td>流山市新川土地改良区 流山市土地改良区 流山市芝崎土地改良区 今上落土地改良区 流山東部土地改良区 富士川土地改良区 〈流山市中野久木 439 (TEL) 04-7152-6415〉 坂川土地改良区 〈千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296〉 (省略)</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>北千葉広域水道企業団</td><td>〈千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211〉 (省略)</td></tr></table> ※ 住所及び電話番号の修正、表中の点線の削除	機関の名称	事務又は業務の大綱	とうかつ中央農業協同組合	本店 〈(省略)〉 八木支店 〈流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211〉 (省略)	土地改良区 (流山市新川、流山市、 流山市芝崎、坂川、今 上落、流山東部、富士 川)	流山市新川土地改良区 流山市土地改良区 流山市芝崎土地改良区 今上落土地改良区 流山東部土地改良区 富士川土地改良区 〈流山市中野久木 439 (TEL) 04-7152-6415〉 坂川土地改良区 〈千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296〉 (省略)	(省略)	(省略)	北千葉広域水道企業団	〈千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211〉 (省略)	9								
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
とうかつ中央農業協同組合	本店 〈(省略)〉 八木支店 〈流山市野々下 1-307 (TEL) 04-7158-2211〉 (省略)																					
土地改良区 (流山市新川、流山市、 流山市芝崎、坂川、今 上落、流山東部、富士 川)	流山市新川土地改良区 流山市土地改良区 流山市芝崎土地改良区 今上落土地改良区 流山東部土地改良区 富士川土地改良区 〈流山市中野久木 439 (TEL) 04-7152-6415〉 坂川土地改良区 〈千葉県松戸市栄町西 4-1150 (TEL) 047-363-1296〉 (省略)																					
(省略)	(省略)																					
北千葉広域水道企業団	〈千葉県松戸市七右衛門新田 540-5 (TEL) 047-345-3211〉 (省略)																					

1	4	17	下記のとおり修正 表 市民及び事業所等の事務又は業務の大綱 <table><tr><td>機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>市民</td><td>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、<u>気象警報・注意報</u>発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、<u>家具・大型家電</u>の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが近隣所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。 また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</td></tr><tr><td>事業所</td><td>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、<u>自主防災組織との連携を図るなど</u>、地域における防災力の向上に寄与する。 また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。 更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</td></tr><tr><td>ボランティア団体</td><td>（省略）</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	機関の名称	事務又は業務の大綱	市民	自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、 <u>気象警報・注意報</u> 発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、 <u>家具・大型家電</u> の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが近隣所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。 また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。	事業所	事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、 <u>自主防災組織との連携を図るなど</u> 、地域における防災力の向上に寄与する。 また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。 更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。	ボランティア団体	（省略）	10
機関の名称	事務又は業務の大綱											
市民	自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、 <u>気象警報・注意報</u> 発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、 <u>家具・大型家電</u> の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが近隣所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。 また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。											
事業所	事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、 <u>自主防災組織との連携を図るなど</u> 、地域における防災力の向上に寄与する。 また、集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める。 更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。											
ボランティア団体	（省略）											
2	1	1	→1 広報すべき内容 「防災知識の普及にあたっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、<u>男女双方の視点を盛り込んだ</u>わかりやすい広報資料の作成に努める。」の「<u>男女双方の視点を盛り込んだ</u>」を追記。	11								
2	1	2	→2 実施方法 エ 広報誌等 「広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、<u>ハザードマップ及び</u>パンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。」の「<u>ハザードマップ及び</u>」を追記。	12								
2	1	3	→第2 職員の防災意識の高揚 「市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から<u>研修会等</u>を通じ、」を「市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から<u>研修及び訓練</u>を通じ、」に修正。	13								

2	1	4	→第3 自主防災組織の整備 「このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から風水害等の災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。 また、自主防災組織は日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。」を「このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から風水害等の災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。 また、自主防災組織は、<u>日頃</u>地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。」に修正	14																				
2	1	4	→1 自主防災組織の育成 「このため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主<u>防災</u>組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、<u>自主防災組織の活性化を図るため</u>、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進するものとする。」の「<u>防災</u>」及び「<u>自主防災組織の活性化を図るため</u>、」を追記。	15																				
2	1	5	下記の修正及び確認 →表 自主防災組織の活動 <table><tr><th>平 常 時</th><th>発 災 時</th></tr><tr><td>ア 災害時用援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</td><td>ア 出火防止及び初期消火の実施</td></tr><tr><td>イ 出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</td><td>イ 地域内の被害状況等の情報収集・伝達</td></tr><tr><td>ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</td><td>ウ 住民に対する避難勧告等の伝達</td></tr><tr><td>エ <u>消火用及び救助用資機材並びに応急手当用医薬品等の整備・点検</u></td><td>エ 防災関係機関への連絡及び要請</td></tr><tr><td>オ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成</td><td>オ 救出・救護の実施及び協力</td></tr><tr><td>カ <u>避難所運営マニュアルの作成</u></td><td>カ 集団避難の実施</td></tr><tr><td>キ その他災害の予防</td><td>キ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</td></tr><tr><td></td><td>ク 災害時要援護者の安全確保</td></tr><tr><td></td><td>ケ <u>避難所の運営</u></td></tr></table>	平 常 時	発 災 時	ア 災害時用援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成	ア 出火防止及び初期消火の実施	イ 出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及	イ 地域内の被害状況等の情報収集・伝達	ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施	ウ 住民に対する避難勧告等の伝達	エ <u>消火用及び救助用資機材並びに応急手当用医薬品等の整備・点検</u>	エ 防災関係機関への連絡及び要請	オ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成	オ 救出・救護の実施及び協力	カ <u>避難所運営マニュアルの作成</u>	カ 集団避難の実施	キ その他災害の予防	キ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力		ク 災害時要援護者の安全確保		ケ <u>避難所の運営</u>	16
平 常 時	発 災 時																							
ア 災害時用援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成	ア 出火防止及び初期消火の実施																							
イ 出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及	イ 地域内の被害状況等の情報収集・伝達																							
ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施	ウ 住民に対する避難勧告等の伝達																							
エ <u>消火用及び救助用資機材並びに応急手当用医薬品等の整備・点検</u>	エ 防災関係機関への連絡及び要請																							
オ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成	オ 救出・救護の実施及び協力																							
カ <u>避難所運営マニュアルの作成</u>	カ 集団避難の実施																							
キ その他災害の予防	キ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力																							
	ク 災害時要援護者の安全確保																							
	ケ <u>避難所の運営</u>																							

2	1	6	→2 協力体制の整備及び活動支援 「また市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行うとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、<u>継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県と協力してこれを促進するとともに、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。</u>」の「<u>には、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県と協力してこれを促進するとともに</u>」を追記。	17
2	1	6	下記のとおり修正 →1 防火管理体制の強化 次の県地域防災計画の記載にあわせ修正 <u>防災・防火管理体制の強化</u> <u>学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。</u> <u>また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</u> <u>なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。</u>	18

2	1	8	下記のとおり修正 →表 ボランティア活動内容 次の県地域防災計画の記載にあわせ修正 <u>専門分野</u> <u>(ア) 救護所等での医療救護活動</u> <u>(イ) 外国語の通訳、情報提供</u> <u>(ウ) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</u> <u>(エ) 被災者への心理治療</u> <u>(オ) 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供</u> <u>(カ) その他専門的知識、技能を要する活動等</u> <u>一般分野</u> <u>(ア) 避難所の運営補助</u> <u>(イ) 炊き出し、食糧等の配布</u> <u>(ウ) 救援物資や義援品の仕分け、輸送</u> <u>(エ) 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護</u> <u>(オ) 被災地の清掃</u> <u>(カ) その他被災地における軽作業等</u>	19
2	1	8	下記のとおり修正 → (2) ボランティアリーダーの養成 <u>「(2) ボランティアコーディネーターの養成</u> <u>一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その</u> <u>活動中で行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担</u> <u>うボランティアコーディネーターが必要である。そこで、研修会や講習会を通</u> <u>じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。」</u> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	20
2	1	18	→第2 洪水ハザードマップの作成 「河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップの整備を推進し、防災マップと併せ、平成20年度に作成し、市民に周知する。」の「平成20年度に作成し」とあ	21

			りますが、現時点（平成22年度）での記載に変更	
2	2	18	→（1）浸水予想区域の調査 「下記危険度評価基準により、浸水予想区域の調査を行う。」を「下記危険度評価基準により、浸水予想区域の調査を行う。」に修正 「■危険度評価基準■」を「■危険度評価基準■」に修正	22
2	3	23	→1 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化 「崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるためには、まず事前措置として危険予想箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び崖崩れが生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。」を「土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるためには、まず事前措置として危険予想箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び土砂災害が生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。」に修正。	23
2	3	23	下記のとおり修正 →2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 「土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。」を「土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。」に修正。 「（1）土砂災害防止法による指定 ア 土砂災害警戒区域 「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生	24

			<u>命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、</u> <u>2当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。</u> イ 土砂災害特別警戒区域 「土砂災害特別警戒区域」は、<u>警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。」</u>に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
2	3	2 3 ～24	→2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 「(2) 危険回避のためのソフト対策」を「(2) <u>土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策</u>」に修正。 「イ 想定されている衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認を行う。」を「イ <u>居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して、建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。</u>」に修正 「ウ 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害時要援護者関連施設の<u>建築を行う場合の開発行為に一定の規制を行う。</u>」を「ウ 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害時要援護者関連施設の<u>建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。</u>」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	25
			「エ 著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。<u>ただし、移転対象となる人に対して融資や資金の確保などの支援措置を行う。</u>」を「エ 著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、<u>移転等</u>の勧告を図る。<u>この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、</u>	26

			<u>融通又は、その斡旋に努める。」に修正。</u> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
2	3	2 4	下記の確認 →表 土砂災害危険箇所一覧 箇所番号 II-1024 場所 西平井 1 (削除)	27
2	3	2 6	→1 危険箇所の周知 「市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、<u>危険箇所</u>マップの作成、」を「市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、<u>土砂災害危険箇所</u>マップの作成、」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	28
2	3	2 7	→6 土砂災害警戒情報の発表 ウ 土砂災害警戒情報の発表基準 「2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過するとき。」を「<u>大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。</u>」に修正 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	29
2	3	2 7	→6 土砂災害警戒情報の発表中 エ 土砂災害警戒情報の解除基準 「土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえで解除できるものとする。」を「<u>降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除できるものとする。</u>」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	30

2	3	28	→1 造成宅地等の安全性の確保 「新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、宅地造成工事許可基準及び開発許可基準（都市計画法）に従って措置する。 急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、開発計画を抑制するよう指導する。」を「<u>新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制ため、都市計画法又は、宅地開発事業の基準に関する条例の規定に従って措置する。</u> <u>災害危険区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域について原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</u>」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	31
2	3	29	下記のとおり修正及び確認 →2 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用 「<u>土砂災害</u>危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法（明治30年法律第29号）の適切な運用を図る。」の「<u>土砂災害</u>」を追記。	32
2	3	29	→第6 たため池等災害対策 第7 孤立集落対策 について下記追加 <u>第6 たため池等災害対策</u> <u>老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u> <u>第7 孤立集落対策</u> <u>県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市の孤立集落対策を支援する。</u>	33
2	4	30	→第2 農作物等の風害防止対策 「農作物等に被害を与える強風には、台風、冬季の季節風、その他フェーン現象や降雹を伴う局地的な強風等がある。」の「<u>現象</u>」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	34
2	4	31	→（3） 多目的防災網の設置 「果樹は、風害、降雹、鳥害獣等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災	35

			網が開発され、普及している。 この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。 風害及び降雹の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。」を <u>「果樹は、風害対策として、暴風林やネットを設置してきたが、最近、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。」</u> この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。 <u>強風害及び降雹を伴う強風害</u>の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
2	4	3 1	下記について検討 →第4節 風害予防計画に電力施設風害防災対策及び通信施設風害防止対策の記載について検討	36
2	5	3 2	→1 予防査察の主眼点 「ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。」を 「ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。」に修正。 なお、イ、ウ、エ、オ、カ及びキについても同様に修正。 ※ 字句の位置についての修正	37

2	5	3 3	→1 建築物の不燃化の促進 「市は、建築物が密集し、災害により多くの被害が生じるおそれのある地域については、」の「災害」を「火災」に修正。	38
2	5	3 4	→表 防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法） 表内の「不燃材料で作るか、覆う。」の「作る」を「造る」に修正。	39
2	5	3 5	下記について確認 →（2） 建築物の火災予防 イ 防火基準適合制度による指導 平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災での経験を踏まえ、消防法の改正により防火対象物定期点検報告制度が導入されたことに伴い、防火基準適合制度は、平成15年9月30日をもって廃止されていること。	40
2	5	3 8	下記について修正 →第4 火災予防についての啓発 1 一般家庭に対する指導 消防法第9条の2に規定されている住宅用防災機器の設置について、記述の追加 ※ 参考（県地域防災記載内容） 住宅防火対策 県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。 特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。 さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。	41
2	5	3 9	下記について確認 →2 防火管理者等の育成・指導 （1） 防火管理者 防火管理者の業務について記載してありますが、消防法第8条第1項の規定に基づいた記載となるよう確認	42

2	6	4 2	下記について検討 →電力施設雪害防止対策及び通信施設防止対策の記載について検討	43
2	7	4 6	→第3 県の災害通信施設 1 県防災行政無線 「また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、」の「<u>の光</u>」を追記。	44
2	7	4 6	→（1） 地上系 「<u>県庁と県民センター、地域整備センター、ダム管理事務所、市町村、消防本部との間を電気通信事業者専用回線で構成する。</u>」を「<u>県庁、県民センター（事務所）、地域整備センター等、市町村及び消防本部等の間を光ファイバー回線で、また、県庁、県民センター（事務所）、地域整備センター、気象台の間を多重マイクロ無線で結んでいる。</u>」に修正。 →（2） 衛星系 「<u>県庁、県民センター等の県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関との間を衛星系で構成する。</u>」を「<u>県庁、県民センター（事務所）等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院及びライフライン機関等防災機関の間を衛星系通信回線で結んでいる。</u>」に修正。	45
2	7	4 9	→（2） 整備概要 「ア 県庁内にホストコンピューターを設置し、県出先機関、市町村、消防本部等 130 機関の端末装置の間を電気通信事業者専用回線（光化）で結び、」を「県庁内にシステムサーバ群を設置し、県出先機関、市町村、消防本部等 130 機関の端末装置の間を電気通信事業者の光回線で結び、」に修正。	46
2	7	4 9	→（2） 整備概要 「〈ポータルサイト URL〉 http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/index.html（PC 版）」の「<u>index.html</u>」を追記。	47

2	7	49	→ (3) システムの機能 ア 被害情報処理機能 「被害情報や指示情報等を収集及び集計するとともに集計した結果を、災害対策本部や防災関係機関へ配信し情報の共有化を図る機能。」を「<u>市で把握した被害情報等をシステム端末により登録し、県庁のサーバでデータベース化した後、災害対策本部や端末装置設置期間等に情報提供する。</u>」に修正。 → (3) システムの機能 イ 実況監視処理機能 「気象情報、地震情報、津波情報等の各種気象データを把握し提供する機能。」を「<u>気象情報提供会社から配信を受けた気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報を情報端末装置等から検索し、気象情報等の実況監視を行う。また、緊急を有する情報については、ポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。</u>」に修正。	48
2	7	50	→ウ 災害対策調整機能 「ウ 災害対策調整機能 災害対策を実施する上で基本となる災害危険箇所、避難所、物資管理等の各種情報をデータベース化し、地図等により検索・活用する機能。」 を 「ウ 災害対策調整機能 <u>災害危険箇所・区域、避難所、備蓄物資、災害履歴等の情報を一元管理し、端末装置等から必要な情報を検索する。</u> <u>(a) 地図情報</u> <u>電子化された基本地図上に災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示する。</u> <u>(b) 物資管理情報</u> <u>県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食糧、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。」</u> に修正。	49

		→エ 映像情報処理機能 「エ 映像情報処理機能 被害状況の把握に効果的なヘリテレ、高所カメラ、ちば衛星号による災害現地の映像等を収集し大型表示装置に表示する他、デジタルアーカイブにより蓄積、配信する機能。」 を 「エ 映像情報処理機能 <u>県警や消防局等のヘリテレ映像や県等が設置する高所カメラによる映像等を蓄積及び配信する。</u> <u>また、GPS・カメラ付携帯電話を用いて災害現場等からの画像情報を収集し、地図上に表示を行う。」</u> に修正。 →オ 県民との情報共有機能 「オ 県民との情報共有機能 県民との防災情報の共有化を図るため、「防災ポータルサイト」を通じてパソコンや携帯電話を利用した提供を行う。希望者には緊急性のある情報をメール配信する機能。 また、帰宅困難者の支援として「防災ポータルサイト」に災害安否掲示板を作成し、これを利用して県民に安否情報を提供する機能。」 を 「オ 県民との情報共有機能 <u>防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報等を提供する。</u> <u>また、希望者あて、防災メールを配信し、防災に関する各種情報を提供する。」</u> に修正。 →カ 職員参集機能 「カ 職員参集機能 携帯電話のメール機能を活用して関係職員を自動参集する機能。」	
--	--	---	--

			を 「カ 職員参集機能 <u>気象情報の種類や規模等に応じて携帯電話のメール機能を活用し、関係職員の自動参集を行う。」</u> に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
2	7	5 3	→第7 KDDI(株)における災害通信施設当の設備 「KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信施設の防災設計を行っている。 また、主要施設については、予備電源を設置している。」を 「KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備に分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。 また、主要設備については、予備電源を設置している。」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	50
2	7	5 5	→第2 防災用備蓄の推進 「さらに、防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により」を「さらに、防砂情報システムの中の「物資管理情報システム」に修正。	51
2	7	6 3	→イ 避難所の指定 「・耐災害性に比較的優れていること。(耐倒壊・耐火・耐水害等)」を「・耐災害性に比較的優れていること。(耐震性・耐火性・耐水害等)」に修正。	52
2	7	6 3	→イ 避難所の指定 女性に配慮した記述の追記について検討	53
2	7	6 5	下記について確認 →5 災害時要援護者が利用する施設からの避難体制の確保 水防法第15条の関係を記載してありますが、貴市は、浸水想定区域内に地下街等がありますのでその記述について、他の節等においても確認で	54

		きなかったので、確認をお願いします。また、水防法第 15 条の規定に基づき洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項及び地下街等又は主として災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を資料編に記載してあるか確認 ※ 水防法第 15 条 市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。事項において同じ。）は、前条第 1 項の規定により浸水想定区域の指定があったときは、<u>市町村地域防災計画（同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> 1. <u>洪水予報等（第 10 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 11 条第 1 項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法</u> 2. <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> 3. <u>浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u>	
--	--	--	--

2	8	70	下記の修正をお願いします。 →（２）ヘリコプターによる搬送 ドクターヘリについて追記 ※ 参考（県地域防災計画） <u>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</u> <u>2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</u>	55
2	9	71	→「なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づいて計画の整備等を行うこととする。」を「なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」<u>や県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」</u>に基づいて計画の整備等を行うこととする。」に修正。	56
2	9	72	→（３）避難支援プランの作成 「災害時要援護者の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を平成20年度までに策定する。」とありますが、<u>現在（平成22年）での記載</u>に修正	57
2	9	74	→（１）避難誘導 エ 「エ 状況により老幼病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両<u>又は舟艇</u>による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。」の「<u>又は舟艇</u>」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	58

2	9	7 6	→4 防災教育、防災訓練の実施 「4 防災教育、防災訓練の実施 施設管理者は、施設職員や入居者に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災教育を行う。」を 「4 防災学習、防災訓練の実施 施設管理者は、施設職員や入居者に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災学習を行う。」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	59
2	9	7 7	→1 外国人の所在の把握 「市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ」を「市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置づけ」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	60
2	10	8 1	→（1） 災害予防計画目標 「建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路示方書等の基準水平震度とする。」を「建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、<u>港</u>湾工事設計要覧、道路<u>橋設計</u>示方書等の基準水平震度とする。」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	61

2	10	8 1	→ (2) 防災施設の現況 ア 変電設備 「既往の浸水実績を考慮して対処するとともに、<u>屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るように設計が行われている。</u>」の「<u>屋外鉄構の強度は</u>」を追記。 → (2) 防災施設の現況 イ 送電設備 「送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や伝染の強度設計が行われている。」を「<u>支持物及び電線の強度は、風速 40m/s (地上 15m) を基準にし、風速の上空通増を考慮した風圧に耐え得よう設計している。</u> <u>倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。</u> <u>電線路に接近して倒壊し易い工作物 (例えばテレビアンテナ等) を設置しないよう、平常時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。」</u>に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	62
2	11	8 5	→2 収集・運搬・管理体制の確立 「災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村<u>災害</u>廃棄物処理計画策定指針」に基づいて」を「災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村<u>震災</u>廃棄物処理計画策定指針」に基づいて」に修正。	63
3	1	1	→第1節 災害応急活動体制 「大規模な災害が発生し」を「<u>風水害等による災害が発生し</u>」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	64
3	1	6~9	→表 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (1/4) ~ (4/4) 表中の事務分掌の欄で段落が空白部分がありますので修正	65
3	1	8	→建設部・建設庶務班の事務分掌中 3 「<u>崖崩れ</u>対策に関すること。」を「<u>土砂災害</u>対策に関すること。」に修正。	66

3	1	1 3	下記のとおり修正 →表 配置基準 <table><tr><th colspan="2">体 制 区 分</th><th>配 備 基 準</th><th>配 備 人 員</th></tr><tr><td rowspan="2">市災害対策本部設置</td><td>注意配備</td><td>次の注意報の1つ以上が管内に発令され、<u>あるいは、災害の発生が予想される場合</u>で市長が必要と認めたとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報、</td><td>安心安全課長、 河川課長、 安心安全課職員、 河川課職員数名、 関係各課職員</td></tr><tr><td>警戒配備</td><td>次の警報の1つ以上が管内に発令され、<u>あるいは、災害の発生が予想される場合</u>で市長が必要と認めたとき ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報</td><td>本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/4</td></tr><tr><td rowspan="3">市災害対策本部設置後 〔非常配備〕</td><td>第1 配備</td><td>ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合<u>等</u>で、本部長が必要と認めたとき</td><td>本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3</td></tr><tr><td>第2 配備</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>第3 配備</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員	市災害対策本部設置	注意配備	次の注意報の1つ以上が管内に発令され、 <u>あるいは、災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めたとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報、	安心安全課長、 河川課長、 安心安全課職員、 河川課職員数名、 関係各課職員	警戒配備	次の警報の1つ以上が管内に発令され、 <u>あるいは、災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めたとき ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/4	市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第1 配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 <u>等</u> で、本部長が必要と認めたとき	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3	第2 配備	(省略)	(省略)	第3 配備	(省略)	(省略)	67
体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員																						
市災害対策本部設置	注意配備	次の注意報の1つ以上が管内に発令され、 <u>あるいは、災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めたとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報、	安心安全課長、 河川課長、 安心安全課職員、 河川課職員数名、 関係各課職員																						
	警戒配備	次の警報の1つ以上が管内に発令され、 <u>あるいは、災害の発生が予想される場合</u> で市長が必要と認めたとき ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/4																						
市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第1 配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 <u>等</u> で、本部長が必要と認めたとき	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3																						
	第2 配備	(省略)	(省略)																						
	第3 配備	(省略)	(省略)																						
3	1	2 1	→（2）住家の滅失等の算定 ア 住家が滅失したもの 「住居のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその <u>住家</u> の延面積の 70%以上に達した程度のもの」の「 <u>住家</u> 」を追記。	68																					
3	1	2 2	→3 災害救助法の適用手続き （1）災害救助法の適用要請 「要請は、次に掲げる事項について <u>柏</u> 健康福祉センターを経由して」を 「要請は、次に掲げる事項について <u>松戸</u> 健康福祉センターを経由して」に修正。	69																					
3	1	2 3	→（2） 適用養成の特例 「災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施 <u>決定</u> を待つことができない場合には、」の「 <u>決定</u> 」を削除。	70																					

3	1	2 4	下記のとおり修正 →表 災害救助法適用後の救助の種類及び実施者 <table> <tr> <th colspan="2">救助の種類</th><th>実施期</th><th>実施者</th><th>市への委託の有無</th></tr> <tr> <td rowspan="2">収容施 の 給</td><td>避難所</td><td>7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td>応急仮設住宅</td><td>20 日以内に着工</td><td>県知事 (住宅課)</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td>飲料水の供給</td><td>7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="2">医 及び助産</td><td>医療</td><td>14 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr> <tr> <td>助産</td><td>分娩日から 7 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">災害にかかった者の救出</td><td>3 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">災害にかかった住宅の応急修理</td><td>1 か月以内完了</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">学用品の給与</td><td>教科書 1 か月以内 その他の学用品 15 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">埋葬</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">応急救助のための輸送費</td><td>当該救助の実施が認められる期間以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">応急救助のための賃金職員等雇上費</td><td>当該救助の実施が認められる期間以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">死体の搜索</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> <tr> <td colspan="2">死体の処理</td><td>10 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">障害物の除去</td><td>10 日以内完了</td><td>県知事</td><td>○</td></tr> </table>	救助の種類		実施期	実施者	市への委託の有無	収容施 の 給	避難所	7 日以内	県知事	○	応急仮設住宅	20 日以内に着工	県知事 (住宅課)		炊出しその他による食品の 給与 及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の 給与	7 日以内	県知事	○	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○	被服、寝具その他生活必需品の 給与 又は貸与		10 日以内	県知事	○	医 及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)		助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)		災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○	災害にかかった 住宅の応急修理		1 か月以内完了	県知事	○	学用品の給与		教科書 1 か月以内 その他の学用品 15 日以内	県知事	○	埋葬		10 日以内	県知事	○	応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○	応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○	死体の搜索		10 日以内	県知事	○	死体の処理		10 日以内	県知事 (救護班・日赤)		障害物の除去		10 日以内完了	県知事	○	71
救助の種類		実施期	実施者	市への委託の有無																																																																																		
収容施 の 給	避難所	7 日以内	県知事	○																																																																																		
	応急仮設住宅	20 日以内に着工	県知事 (住宅課)																																																																																			
炊出しその他による食品の 給与 及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の 給与	7 日以内	県知事	○																																																																																		
	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○																																																																																		
被服、寝具その他生活必需品の 給与 又は貸与		10 日以内	県知事	○																																																																																		
医 及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																																																																			
	助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																																																																			
災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○																																																																																		
災害にかかった 住宅の応急修理		1 か月以内完了	県知事	○																																																																																		
学用品の給与		教科書 1 か月以内 その他の学用品 15 日以内	県知事	○																																																																																		
埋葬		10 日以内	県知事	○																																																																																		
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○																																																																																		
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○																																																																																		
死体の搜索		10 日以内	県知事	○																																																																																		
死体の処理		10 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																																																																			
障害物の除去		10 日以内完了	県知事	○																																																																																		

3	2	27	下記のとおり修正 →2 気象警報等の種類と発表基準 平成22年5月27日から気象庁では、大雨などの気象警報・注意報について市町村毎に発表することとなりましたので、次の表を参考に修正 警報・注意報発表基準一覧表 平成22年5月27日現在 気象庁発表 銚子地方気象台 <table><tr><td rowspan="10">警報</td><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量50mm</td></tr><tr><td rowspan="10">注意報</td><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr><tr><td>大雨</td><td>1時間雨量30mm</td></tr></table>	警報	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	大雨	1時間雨量50mm	注意報	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	大雨	1時間雨量30mm	72
警報	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
	大雨	1時間雨量50mm																																												
注意報	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
	大雨	1時間雨量30mm																																												
3	2	30	下記について検討 →（3） 注意報・警報の取扱い ウ 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等の発表について 県の地域防災計画のように、ウを（4）として土砂災害警戒情報を追加、また、その内容は、「第2章第3節6土砂災害警戒情報の発表」と同様になることから、下記の県地域防災計画を参考に「第2章第3節6」の修正及び「第3章第2節2（4）」の追記の検討	73																																										
3	2	32	→4 異常現象発見者の通報義務 （3） 市長 「通報を受けた場合、市長は銚子地方気象台、県（消防地震防災課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。」とありますが、県地域防災計画の記載にあわせ修正 ※ 参考（県地域防災計画） 異常現象発見の際の手続き	74																																										

			<u>ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。</u> <u>イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。</u> <u>ウ 上記ア及びイにより通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。</u> <u>(ア) 銚子地方気象台</u> <u>(イ) その災害に関係のある近隣市町村</u> <u>(ウ) 最寄りの県出先機関（県民センター（事務所）、地域整備センター）及び警察署</u>					
3	2	38	下記のとおり修正 →表 非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容 <table><tr><td>非常通話・電報</td><td> ・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・洪水、津波、高潮等が発生しもしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 ・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ・秩序の維持のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため必要な事項 </td></tr><tr><td>緊急通話・電報</td><td> ・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項 </td></tr></table> ※ 電話サービス契約約款第63条の規定にあわせたもの	非常通話・電報	・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・洪水、津波、高潮等が発生しもしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 ・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ・秩序の維持のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため必要な事項	緊急通話・電報	・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	75
非常通話・電報	・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・洪水、津波、高潮等が発生しもしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 ・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ・秩序の維持のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため必要な事項							
緊急通話・電報	・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項							
3	2	39	下記のとおり修正 →（ウ） 頼信の手続き 「・あて先の住所・氏名又は名称（職名）及び電話番号」の「又は名称」を追記。	76				

3	2	4 8	下記のとおり修正 →表 県及び関係機関の連絡先 <table><tr><td rowspan="2">東葛飾県民センター</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>県</td><td>(省略)</td></tr><tr><td rowspan="8">総務省消防庁</td><td>勤務時間内</td><td>応急対策室</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>03-5253-7527</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）電話</td><td>048-500-90-49013</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）FAX</td><td>048-500-90-49033</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>宿直室</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>03-5253-7777</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>03-5253-7553</td></tr><tr><td></td><td>消防防災無線（衛星系）電話</td><td>048-500-90-49102</td></tr><tr><td></td><td>消防防災無線（衛星系）FAX</td><td>048-500-90-49036</td></tr></table> ※ 市町村から消防庁への連絡方法について、地上系の無線は使用できないので記述から削除	東葛飾県民センター	(省略)	(省略)	県	(省略)	総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室	NTT 電話	03-5253-7527	NTT FAX	03-5253-7537	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033	勤務時間外	宿直室	NTT 電話	03-5253-7777	NTT FAX	03-5253-7553		消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102		消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036	77
東葛飾県民センター	(省略)	(省略)																														
	県	(省略)																														
総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室																														
	NTT 電話	03-5253-7527																														
	NTT FAX	03-5253-7537																														
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013																														
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033																														
	勤務時間外	宿直室																														
	NTT 電話	03-5253-7777																														
	NTT FAX	03-5253-7553																														
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102																														
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036																														
3	2	5 0	下記について修正 →2 広報活動 （1） 緊急通報 エ ヘリコプターによる広報 「必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難勧告、避難指示等について、県及び関係機関に要請する。」とありますが、「自衛隊（木更津）のヘリはスピーカーを装備しておらず、県警ヘリ（3機所有）は、情報収集を行い、その内の大型のヘリ（2機）は、音が大きく広報に不向きであり、小型のヘリは、スピーカーを付け替えることで広報が可能だが、予め広報用と位置付けることはできない。」というのが、関係機関の意見です。 よって、エの記載については、削除	78																												
3	3	6 1	下記について修正及び検討 →9 応援隊の派遣 「本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。」と記載してありますが、貴市消防本部が千葉県広域消防相互応援隊として消火隊・救急隊・救助隊・後方支援隊・特	79																												

			殊装備隊が登録されています。また、緊急消防援助隊には、消火隊・救急隊・救助隊・後方支援隊が登録されています。 登録部隊については、変更が生じる可能性もあり、変更があれば、その都度地域防災計画を修正することとなりますので、記載方法の変更または、詳細を資料編に記載するかの検討	
3	4	71 ～ 72	下記のとおり修正 →第1 災害警備計画 1 警備体制 2 災害発生時の警備活動 <u>「第1 災害警備計画</u> <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種災害の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u> <u>1 警備体制</u> <u>警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u> <u>(1) 総合対策本部</u> <u>大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</u> <u>(2) 対策室</u> <u>災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</u> <u>(3) 連絡室</u> <u>県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> <u>2 災害警備活動要領</u> <u>(1) 要員の招集及び参集</u> <u>(2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達</u> <u>(3) 装備資機材の運用</u> <u>(4) 通信の確保</u> <u>(5) 救出及び救護</u> <u>(6) 避難誘導及び避難地区の警戒</u>	80

			(7) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置 (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止 (9) 報道発表 (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護 (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容 (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保） (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動） (14) 協定に基づく関係機関への協力要請 (15) その他必要な応急措置」 に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
3	5	8 1	下記について確認 →表 江戸川の洪水時における避難の基準 避難勧告の水位が 8.90m と記載されていますが、避難判断水位であるならば <u>8.70m</u> 避難指示の水位が 9.20m と記載されていますが、氾濫危険水位であるならば <u>9.00m。</u>	81
3	5	8 5	下記について修正 →第5 避難誘導の方法 1 警戒区域の場合 避難の勧告・指示と警戒区域の設定とは異なりますので、修正	82
3	5	8 8	→第7 避難所の開設 「避難誘導交通班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を収容する場所として、避難所を開設する。 なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。」の「<u>とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める</u>」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	83

3	5	8 9	下記について検討 →「市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努める。」 先の記述を参考にしてペットの対策について「7 登録窓口の設置」と「8 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等」の間に入れ「8 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等」を「9 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等」に修正することの検討	84												
3	6	9 6	下記の修正 →表 医療機関 <table><tr><td>医療機関</td><td>所在地</td><td>電話</td></tr><tr><td>流山市医師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-2324</td></tr><tr><td>流山市歯科医師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-3355</td></tr><tr><td>日本赤十字社千葉県支部</td><td>千葉市中央区千葉港 <u>5-7</u></td><td>043-241-7531</td></tr></table>	医療機関	所在地	電話	流山市医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324	流山市歯科医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355	日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 <u>5-7</u>	043-241-7531	85
医療機関	所在地	電話														
流山市医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324														
流山市歯科医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355														
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 <u>5-7</u>	043-241-7531														
3	6	9 8	下記のとおり修正 →表 県内の主な災害拠点病院 <table><tr><td>基幹災害医療センター</td><td>日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 <u>医療法人鉄蕉会亀田総合病院</u> <u>国保直営総合病院君津中央病院</u></td></tr><tr><td>地域災害医療センター (東葛北部)</td><td>総合病院国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学付属柏病院</td></tr></table> 平成22年5月21日で、次のとおり災害拠点病院の指定（変更）がありましたので修正となります。 ① 「医療法人鉄蕉会亀田総合病院」及び「国保直営総合病院君津中央病院」を、地域災害医療センターから基幹災害医療センターに指定（変更）する。 ② 「千葉県循環器病センター」を、基幹災害医療センターから地域災害医療センターに指定（変更）する。	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 <u>医療法人鉄蕉会亀田総合病院</u> <u>国保直営総合病院君津中央病院</u>	地域災害医療センター (東葛北部)	総合病院国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学付属柏病院	86								
基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 <u>医療法人鉄蕉会亀田総合病院</u> <u>国保直営総合病院君津中央病院</u>															
地域災害医療センター (東葛北部)	総合病院国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学付属柏病院															

3	6	100	下記の修正 →5 助産活動 （1） 実施機関 イ 「市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。」と記載してありますが、「医療及び助産」については、次のとおり市町村長が行うことから除かれているので削除	87
3	6	103	下記のとおり修正 →（5）消毒の実施 「防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて感染症法第27条の規定により、松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携により消毒を実施する。」の「<u>感染症法第27条の規定により</u>」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	88
3	6	103	下記のとおり修正 →4 記録の整備及び状況等の報告 「市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、警察署、消防署等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を記録するものとする。 また、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するものとする。」の「<u>また、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するものとする。</u>」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	89
3	6	104	→6 「市は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。」を 「<u>松戸健康福祉センターは、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、安全を確保する。</u> <u>また、市は、松戸健康福祉センターと協力して被災者に対し適切な広報</u>	90

			及び指導を行う」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	
3	6	108	→ (1) 実施機関 ウ 「災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事の指示により <u>遺体の搜索及び埋葬については、</u> 市長が救助を行うものとする。」の「 <u>て</u> 」を削除、「 <u>遺体の搜索及び埋葬については、</u> 」を追記 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	91
3	6	108	下記のとおり修正 → (2) 遺体の搜索 (イ) 支出費用 「遺体の搜索のために支出する費用は、舟艇その搜索のための機会器具の借上費 <u>又は購入費</u> 、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。」の「 <u>又は購入費</u> 」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	92
3	6	110	→ (5) 遺体の埋葬 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 (イ) 支出費用 「埋葬のため支出できる費用は、1体あたり大人(12歳以上) <u>199,000</u> 円以内、小人(12歳未満) <u>159,200</u> 円以内とする。」を 「埋葬のため支出できる費用は、1体あたり大人(12歳以上) <u>201,000</u> 円以内、小人(12歳未満) <u>160,800</u> 円以内とする。」に修正	93
3	7	115	下記のとおり修正 → 2 食糧供給の対象者 イ 「住家が全壊、全焼、半焼、 <u>又は</u> 床上浸水等により被害をうけたため、炊事ができない者」の「 <u>又は</u> 」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	94

3	7	116～ 117	下記のとおり修正 →3 食糧の調達（１）農政事務所からの調達 「（１） 農政事務所からの調達 ア 米穀の調達は、市長が災害発生に伴い、給食を必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、千葉農政事務所長に通知する。 イ 災害が広範囲にわたり、調達量が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、政府寄託倉庫から調達する。 ウ 交通が途絶し、孤立化した場合の市の緊急措置による場合 （ア） 市が千葉農政事務所と連絡が取れる場合 （イ） 市が千葉農政事務所消費流通課に連絡が取れない場合 市長は、（ア）に定める農政事務所消費流通課長等に連絡がとれない場合に限り、政府寄託倉庫の責任者に災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式 47（様式第 2 号））により直接要請を行うことができるものとする。	95
---	---	-----------------	---	----

			り災者 とう精・炊出し 市長 事後報告 健康福祉部 農林水産部 米穀引渡要請 玄米供給 受領書 倉庫 事後報告 千葉農政事務所 消費流通課 ※ 市長は、(ア)、(イ) により <u>政府寄託倉庫</u> から政府米の引渡しを受けたときは実引取人をして災害救助用米穀受領書〈様式 48（様式第 5 号）〉を倉庫の責任者に提出するものとする。 エ 削除 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。ただし、「エ 乾パン」にあつては、平成 22 年 2 月末をもって農林水産省による備蓄が廃止されたため、削除。											
3	7	119	下記のとおり修正 →表 食糧集積場所の連絡先 <table><tr><th>集積場所</th><th>電話</th><th>保管責任者</th></tr><tr><td>とうかつ中央農業共同組合八木支店</td><td>04-<u>7158-2211</u></td><td rowspan="3">とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業共同組合流山支店</td><td>04-7159-1001</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業共同組合新川支店</td><td>04-7152-3171</td></tr></table>	集積場所	電話	保管責任者	とうかつ中央農業共同組合八木支店	04- <u>7158-2211</u>	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長	とうかつ中央農業共同組合流山支店	04-7159-1001	とうかつ中央農業共同組合新川支店	04-7152-3171	96
集積場所	電話	保管責任者												
とうかつ中央農業共同組合八木支店	04- <u>7158-2211</u>	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長												
とうかつ中央農業共同組合流山支店	04-7159-1001													
とうかつ中央農業共同組合新川支店	04-7152-3171													
3	7	119	下記のとおり修正 →1 実施機関 ア 「被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の<u>供与</u>又は貸与は、市長が行う」を「被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の<u>給与</u>又は貸与は、市長が行う」に修正。	97										
3	7	123	下記について確認 →イ 鉄道 「必要に応じて東日本旅客鉄道(株)（JR 東日本）等に協力を要請するものとする」と記載してありますが、協定または、覚書を締結していますか。 →エ ヘリコプター 「ヘリコプターが必要な場合は、電話等により必要事項を明らかにして	98										

			県に要請するものとする。 また、さらにヘリコプターが必要な場合には、県を通じて自衛隊に派遣を依頼するものとする。」記載されていますが、自衛隊以外のヘリコプターとは、何のヘリコプターでしょうか。千葉県では、防災ヘリコプターは所有していません。 【県の意見】※ 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱第5条の規定を確認してください。 また、ドクターヘリの要請についても消防本部に確認してください。																			
3	7	123	下記のとおり修正 →表 県の連絡先 <table><tr><td>昼・夜</td><td>連絡先名称</td><td>NTT 電話番号</td><td>県防災 行政無線 電話番号</td><td>県防災 行政無線 FAX 番号</td><td>NTT FAX 番号</td></tr><tr><td>昼間 8:30～17:15</td><td>消防地震防災課</td><td>043-223-2175</td><td>500-7361</td><td>500-7298</td><td>043-222-5208</td></tr><tr><td>夜間 17:15～8:30</td><td>消防地震防災課</td><td>043-223-2178</td><td>500-7225</td><td>500-7110</td><td>043-222-5219</td></tr></table>	昼・夜	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	昼間 8:30～17:15	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208	夜間 17:15～8:30	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219	99
昼・夜	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																	
昼間 8:30～17:15	消防地震防災課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208																	
夜間 17:15～8:30	消防地震防災課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219																	
3	8	127	下記のとおり修正 <table><tr><td>協定の名称</td><td>締結先市町村名</td></tr><tr><td>災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 36）</td><td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td></tr><tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</td><td>千葉県及び千葉県下 54 市町村</td></tr><tr><td colspan="2">（以下省略）</td></tr></table>	協定の名称	締結先市町村名	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 36）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び千葉県下 54 市町村	（以下省略）		100										
協定の名称	締結先市町村名																					
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 36）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市																					
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び千葉県下 54 市町村																					
（以下省略）																						
3	8	131	→3 近隣市町との消防相互応援協定 「消防組織法第 21 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。」を「消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。」に修正。	101																		
3	8	131	下記のとおり修正 →応援要請の手続・方法 イ <table><tr><td>ア 災害の種別</td></tr><tr><td>イ 災害発生の場所</td></tr><tr><td>ウ 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量</td></tr><tr><td>エ 応援隊受入れ場所</td></tr><tr><td>オ その他必要な事項</td></tr></table>	ア 災害の種別	イ 災害発生の場所	ウ 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量	エ 応援隊受入れ場所	オ その他必要な事項	102													
ア 災害の種別																						
イ 災害発生の場所																						
ウ 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量																						
エ 応援隊受入れ場所																						
オ その他必要な事項																						

3	8	134	→第2 災害派遣要請の範囲 「自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として生命・身体・財産の<u>救護</u>のため必要であり、」を「自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として<u>人命又は財産の保護</u>のため必要であり、」に修正。 ※ 自衛隊法第83条及び県地域防災計画の記載にあわせたもの。	103																														
3	8	135	下記のとおり修正 →表 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲 <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>遭難者等の 捜索救助</td><td>死者、行方不明者、<u>負傷者</u>等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に 適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>消防活動</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>道路又は水路等 交通路上の 障害物の排除</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>診察・防疫・病虫害 防除等の支援</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>人員及び物資の 緊急輸送</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>炊飯及び給水の 支 援</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>救援物資の無償 貸付又は譲与</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>交通規制の支援</td><td><u>自衛隊</u>車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。</td></tr><tr><td>危険物の保安及び除 去</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>予 防 措 置</td><td><u>風水害等</u>の災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段が ない場合</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>(省略)</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	(省略)	避難の援助	(省略)	遭難者等の 捜索救助	死者、行方不明者、 <u>負傷者</u> 等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に 適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）	水防活動	(省略)	消防活動	(省略)	道路又は水路等 交通路上の 障害物の排除	(省略)	診察・防疫・病虫害 防除等の支援	(省略)	人員及び物資の 緊急輸送	(省略)	炊飯及び給水の 支 援	(省略)	救援物資の無償 貸付又は譲与	(省略)	交通規制の支援	<u>自衛隊</u> 車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。	危険物の保安及び除 去	(省略)	予 防 措 置	<u>風水害等</u> の災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段が ない場合	そ の 他	(省略)	104
項 目	活 動 内 容																																	
被害状況の把握	(省略)																																	
避難の援助	(省略)																																	
遭難者等の 捜索救助	死者、行方不明者、 <u>負傷者</u> 等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に 適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）																																	
水防活動	(省略)																																	
消防活動	(省略)																																	
道路又は水路等 交通路上の 障害物の排除	(省略)																																	
診察・防疫・病虫害 防除等の支援	(省略)																																	
人員及び物資の 緊急輸送	(省略)																																	
炊飯及び給水の 支 援	(省略)																																	
救援物資の無償 貸付又は譲与	(省略)																																	
交通規制の支援	<u>自衛隊</u> 車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。																																	
危険物の保安及び除 去	(省略)																																	
予 防 措 置	<u>風水害等</u> の災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段が ない場合																																	
そ の 他	(省略)																																	
3	8	136	→1 災害派遣要請の手続き 「また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの<u>駐屯地司令等の職にある部隊等の長</u>部隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。」の「<u>駐屯地司令等の職にある部隊等</u>」を追記、「部隊」を削除。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	105																														

3	8	136	下記のとおり修正 →表 自衛隊の連絡先 <table><tr><th rowspan="2">部隊名</th><th colspan="2">連絡責任者</th><th rowspan="2">NTT 電話番号 ()は当直司令</th><th rowspan="2">県防災行政無線 電話</th></tr><tr><th>時間内 (8:00～17:00)</th><th>時間外</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)</td><td>第3科 防衛班長</td><td>駐屯地 当直司令</td><td>047-462-2141 内線 202、<u>235、</u> 236 (302)</td><td>632-721 632-725(当直)</td></tr><tr><td>陸上自衛隊 需品学校 (松戸)</td><td>企画室 副室長</td><td>駐屯地 当直司令</td><td>047-387-2171 内線 202、(302)</td><td>636-721 636-722(FAX) 631-723(当直)</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの	部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令	県防災行政無線 電話	時間内 (8:00～17:00)	時間外	陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、 <u>235、</u> 236 (302)	632-721 632-725(当直)	陸上自衛隊 需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 631-723(当直)	106
部隊名	連絡責任者		NTT 電話番号 ()は当直司令		県防災行政無線 電話																
	時間内 (8:00～17:00)	時間外																			
陸上自衛隊 第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-462-2141 内線 202、 <u>235、</u> 236 (302)	632-721 632-725(当直)																	
陸上自衛隊 需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、(302)	636-721 636-722(FAX) 631-723(当直)																	
3	8	137	→第6 災害派遣部隊の受入体制 1 受入体制 (1) 災害派遣部隊 到着前 ウ 「派遣部隊の<u>宿泊施設</u>及び駐車場等を準備する。」を「派遣部隊の<u>宿営</u> <u>地</u>及び駐車場等を準備する。」に修正。	107																	
3	8	138	下記のとおり修正 →3 派遣部隊の使用施設 <table><tr><td>ア 本部事務室</td></tr><tr><td>イ <u>宿営地</u></td></tr><tr><td>ウ 材料置場、炊事場 (<u>野外の適切な広さ</u>)</td></tr><tr><td>エ 駐車場 (<u>車1台の基準は3m×8m</u>)</td></tr><tr><td>オ ヘリコプターの発着場</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	ア 本部事務室	イ <u>宿営地</u>	ウ 材料置場、炊事場 (<u>野外の適切な広さ</u>)	エ 駐車場 (<u>車1台の基準は3m×8m</u>)	オ ヘリコプターの発着場	108												
ア 本部事務室																					
イ <u>宿営地</u>																					
ウ 材料置場、炊事場 (<u>野外の適切な広さ</u>)																					
エ 駐車場 (<u>車1台の基準は3m×8m</u>)																					
オ ヘリコプターの発着場																					
3	8	138	下記のとおり修正 →第7 災害派遣部隊の撤収要請 「市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。」を「市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。<u>なお、県知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。</u>」の「<u>なお、県知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長として行う。</u>」を追記。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	109																	

3	9	142	→(2) 災害発生時の対策 イ 被害状況の周知 (ア) 「本部の情報班は、速やかに被害状況の全般のをを掌握し」を「本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し」に修正。	110
3	9	143	→4 ガス施設の応急復旧 (1) 京和ガス㈱ ア 応急対策 「非常災害が発生したばあいは、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方、基本方針のひとつに保安体制の強化を挙げており」を「非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており」に修正。 →4 ガス施設の応急復旧 (1) 京和ガス㈱ イ 消費者に対する広報 「県や市、消防署、警察、官公庁、報道機関等に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関関係に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項についての広報に努める。」を「県や市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関関係に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等についての広報に努める。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	111
3	9	143	→4 ガス施設の応急復旧 (2) 京葉ガス㈱ イ 消費者に対する広報 「非常時における広報は」を「非常災害時における広報は」に修正。	112

3	10	156	→2 対象者 イ 「小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下特殊教育諸学校という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の教育課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）。」を「小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）。」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	113
3	10	156	→3 支給品目 （1）教科書及び教材 「教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書とし、教材は県教育委員会に届出又は承認を受けている教材であること。」を「<u>教科書は、小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。</u>」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	114

3	11	162	下記について検討 →2 ごみ排出量の推定 「市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。」と記載してありますが、県地域防災計画の記載「市町村において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。」と整合。	115
3	11	164	→3 し尿処理の実施 (2) 住民への指導 「市は、水洗トイレを使用している世帯の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。」と記載していますが、災害時に下水管等に被害が生じた場合、水があっても水洗トイレは使用できなくなります。記載について検討	116
3	11	167	→(5) 建設費用 「応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1戸あたり 2,404,000 円以内とする。」を「応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1戸あたり、2,387,000 円以内とする。」に修正。 ※ 災害救助法施行細則の一部改正によるもの。	117
3	11	168	下記のとおり修正 →(1) 入居者の選定 ●住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次に掲げる者とする。 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯 エ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等 オ 特定の資産のない勤労者 カ 特定の資産のない小企業者 キ 前各号に準ずる経済的弱者等 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	118

3	11	170	下記のとおり修正 →3 住宅の応急修理計画 （2）修理対象者 <table><tr><td>ア</td><td>生活保護法の被保護者並びに要保護者</td></tr><tr><td>イ</td><td>特定の資産のない失業者</td></tr><tr><td>ウ</td><td>特定の資産のない<u>寡婦</u>、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等</td></tr><tr><td>エ</td><td>特定の資産のない勤労者、中小企業者</td></tr><tr><td>オ</td><td>前各号に準ずる経済的弱者</td></tr></table>	ア	生活保護法の被保護者並びに要保護者	イ	特定の資産のない失業者	ウ	特定の資産のない <u>寡婦</u> 、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等	エ	特定の資産のない勤労者、中小企業者	オ	前各号に準ずる経済的弱者	119								
ア	生活保護法の被保護者並びに要保護者																					
イ	特定の資産のない失業者																					
ウ	特定の資産のない <u>寡婦</u> 、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等																					
エ	特定の資産のない勤労者、中小企業者																					
オ	前各号に準ずる経済的弱者																					
3	11	171	→（4） 費用 「修理に要する費用は、1世帯あたり 500,000 円以内とする。」を「修理に要する費用は、1世帯あたり <u>520,000 円</u> 以内とする。」に修正。 ※ 災害救助法施行細則によるもの。	120																		
3	13	174	下記のとおり修正 →表 ボランティアの活動分野 <table><tr><th>一般ボランティア</th><th>専門（技術）ボランティア</th></tr><tr><td>ア 避難所の運営<u>補助</u></td><td>ア 救護所等での医療救護活動</td></tr><tr><td>イ 炊き出し、食糧等の配布</td><td>イ 被災建築物の応急危険度判定</td></tr><tr><td>ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送</td><td>ウ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</td></tr><tr><td>エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護</td><td>エ 被災者への心理治療</td></tr><tr><td>オ <u>被災地の清掃</u></td><td>オ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供</td></tr><tr><td>カ その他被災地における軽作業等</td><td>カ 外国語の通訳、<u>情報提供</u></td></tr><tr><td></td><td>キ 被災宅地の危険度判定</td></tr><tr><td></td><td>ク その他専門的知識、技能を要する活動等</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	一般ボランティア	専門（技術）ボランティア	ア 避難所の運営 <u>補助</u>	ア 救護所等での医療救護活動	イ 炊き出し、食糧等の配布	イ 被災建築物の応急危険度判定	ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送	ウ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報	エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護	エ 被災者への心理治療	オ <u>被災地の清掃</u>	オ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供	カ その他被災地における軽作業等	カ 外国語の通訳、 <u>情報提供</u>		キ 被災宅地の危険度判定		ク その他専門的知識、技能を要する活動等	121
一般ボランティア	専門（技術）ボランティア																					
ア 避難所の運営 <u>補助</u>	ア 救護所等での医療救護活動																					
イ 炊き出し、食糧等の配布	イ 被災建築物の応急危険度判定																					
ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送	ウ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報																					
エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護	エ 被災者への心理治療																					
オ <u>被災地の清掃</u>	オ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供																					
カ その他被災地における軽作業等	カ 外国語の通訳、 <u>情報提供</u>																					
	キ 被災宅地の危険度判定																					
	ク その他専門的知識、技能を要する活動等																					
3	13	174	→第3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 （1）個人 「イ <u>地域</u> 住民」を「イ <u>被災地周辺</u> の住民」に修正。 →第3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 （2）団体 「ア 日本赤十字社千葉県支部」を「ア 日本赤十字社千葉県支部 <u>奉仕団</u> 」に修正。 →第3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 （2）団体 「ウ 日本アマチュア無線連盟千葉県支部」を「 <u>(社)</u> 日本アマチュア無線連盟千葉県支部」に修正。	122																		
3	13	175	→第4 ボランティア参加の呼びかけ 「大規模な災害が発生した際には、 <u>テレビ</u> やラジオ、新聞等の」を「大規模な災害が発生した際には、 <u>インターネットやテレビ</u> 、ラジオ、新聞等の」に修正。	123																		

			※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。																													
3	13	178	下記のとおり修正 → 表 専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口 <table><tr><td>活 動 分 野</td><td>個 人 ・ 団 体</td><td>県受付窓口</td><td>市 担 当 窓 口</td></tr><tr><td>医 療 <u>看 護</u></td><td>医師・看護師、薬剤師、歯 科医師</td><td>県健康福祉部 医療整備課</td><td>健 康 福 祉 課 健 康 増 進 課 (救 護 班)</td></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定</td><td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td><td>県土整備部 建築指導課 都市計画課</td><td>都 市 計 画 部 建 築 住 宅 課 都 市 計 画 課 (土 木 建 築 班)</td></tr><tr><td>高 齢 者 支 援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部 高齢者福祉課</td><td>健 康 福 祉 部 介 護 支 援 課 高齢者生きがい推進課 (避難誘導交通班)</td></tr><tr><td>障 害 者 支 援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部 健康福祉課</td><td>健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避難誘導交通班)</td></tr><tr><td>外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供</td><td>勸 ち ば 国 際 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー ボ ラ ン テ ィ ア 通 訳</td><td>総合企画部 <u>国 際</u> 室</td><td>企 画 財 政 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 室)</td></tr><tr><td>通 信 、 情 報 連 絡</td><td>(社)日本アマチュア無線連盟 千 葉 県 支 部</td><td>総 務 部 消防地震防災課</td><td>市 民 生 活 部 安 心 安 全 課 (総 務 班)</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県受付窓口	市 担 当 窓 口	医 療 <u>看 護</u>	医師・看護師、薬剤師、歯 科医師	県健康福祉部 医療整備課	健 康 福 祉 課 健 康 増 進 課 (救 護 班)	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都 市 計 画 部 建 築 住 宅 課 都 市 計 画 課 (土 木 建 築 班)	高 齢 者 支 援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健 康 福 祉 部 介 護 支 援 課 高齢者生きがい推進課 (避難誘導交通班)	障 害 者 支 援	支援団体	健康福祉部 健康福祉課	健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避難誘導交通班)	外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供	勸 ち ば 国 際 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー ボ ラ ン テ ィ ア 通 訳	総合企画部 <u>国 際</u> 室	企 画 財 政 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 室)	通 信 、 情 報 連 絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千 葉 県 支 部	総 務 部 消防地震防災課	市 民 生 活 部 安 心 安 全 課 (総 務 班)	124
活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県受付窓口	市 担 当 窓 口																													
医 療 <u>看 護</u>	医師・看護師、薬剤師、歯 科医師	県健康福祉部 医療整備課	健 康 福 祉 課 健 康 増 進 課 (救 護 班)																													
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都 市 計 画 部 建 築 住 宅 課 都 市 計 画 課 (土 木 建 築 班)																													
高 齢 者 支 援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健 康 福 祉 部 介 護 支 援 課 高齢者生きがい推進課 (避難誘導交通班)																													
障 害 者 支 援	支援団体	健康福祉部 健康福祉課	健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避難誘導交通班)																													
外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供	勸 ち ば 国 際 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー ボ ラ ン テ ィ ア 通 訳	総合企画部 <u>国 際</u> 室	企 画 財 政 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 室)																													
通 信 、 情 報 連 絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千 葉 県 支 部	総 務 部 消防地震防災課	市 民 生 活 部 安 心 安 全 課 (総 務 班)																													
3	13	179	→3 各種ボランティア団体との連携 「県は」を「<u>県災害ボランティアセンター</u>」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	125																												
3	13	179	→4 食事、宿泊場所の提供 「市独自で・・・実施する」←途中で改行しているので修正してください。	126																												
4	1	1	→第1節 民生安定のための緊急措置計画 「また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的 生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資 金の貸付等の措置を講じる<u>もの</u>し、これらの被災者の自立的な生活再建に対 する支援措置について、被災地以外へ<u>疎開等を行っている</u>」を「また、市 及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生 活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の 措置を講じる<u>ものとし</u>、これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措	127																												

			置について、被災地以外へ <u>避難等をしている</u> 」に修正。 ※ 疎開とは→災害や空襲に備えて、都市の人や物資・工場などを他の地に移すこと。									
4	1	2	下記のとおり修正 → 1 相談窓口の設置 <table border="1"><tr><td>機関名</td><td>相談の取扱い</td></tr><tr><td>市</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>県</td><td>ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、<u>女性のための相談</u>等の個別相談窓口を設置する。 イ (省略) ウ (省略) エ (省略)</td></tr><tr><td>警察署</td><td>ア (省略) イ (省略)</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	機関名	相談の取扱い	市	(省略)	県	ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、 <u>女性のための相談</u> 等の個別相談窓口を設置する。 イ (省略) ウ (省略) エ (省略)	警察署	ア (省略) イ (省略)	128
機関名	相談の取扱い											
市	(省略)											
県	ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、 <u>女性のための相談</u> 等の個別相談窓口を設置する。 イ (省略) ウ (省略) エ (省略)											
警察署	ア (省略) イ (省略)											
4	1	4	下記のとおり修正 → 「(ア) 郵便関係」を「郵便事業(株)」に修正。 → (ア) 郵便関係 a.. 「なお、交付局は <u>集配郵便局</u> とする。」を「なお、交付局は <u>集配支店</u> とする。」に修正。 → (ア) 郵便関係 b.. 「被災者が差し出す <u>通常</u> 郵便物の料金免除を実施する。」の「 <u>通常</u> 」を追記。 → (ア) 郵便関係 b.. 「なお、取扱局は <u>原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局とする。</u> 」を「なお、取扱局は <u>郵便事業(株)が指定した支店とする。</u> 」に修正。 → (ア) 郵便関係 c.. 「 <u>日本郵政グループ</u> が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除	129								

			を実施する。 なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。」を 「郵便事業(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受局はすべての支店とする。」に修正。 ※県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
4	1	4	下記のとおり修正 →（イ）及び（ウ）を削除し、次のとおり修正 「（イ） 郵便局(株) a.. 災害時における窓口業務の維持をおこなう。 b. 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合、取扱う。」 ※県地域防災計画の記載にあわせたもの。	130
4	1	5	下記のとおり修正 →オ 放送受信料 「災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。」に修正。	131
4	1	9	下記のとおり修正 →第3 災害援護資金の貸付	132

			<table><tr><td>対象となる災害</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>貸付対象者</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>貸付対象となる被害程度</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>貸付金額</td><td>ア 上覧アの場合 イ <u>上覧アと家財の損害が重複した場合</u> ウ (省略) エ (省略) オ 家財の損害の場合 (<u>上欄イの場合</u>) カ (省略) キ (省略) ク (省略)</td></tr><tr><td>貸付期間</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>利子</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>保証人</td><td>連帯保証人<u>になること</u></td></tr><tr><td>償還方法</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>申込方法</td><td>(省略)</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	対象となる災害	(省略)	貸付対象者	(省略)	貸付対象となる被害程度	(省略)	貸付金額	ア 上覧アの場合 イ <u>上覧アと家財の損害が重複した場合</u> ウ (省略) エ (省略) オ 家財の損害の場合 (<u>上欄イの場合</u>) カ (省略) キ (省略) ク (省略)	貸付期間	(省略)	利子	(省略)	保証人	連帯保証人 <u>になること</u>	償還方法	(省略)	申込方法	(省略)																																																																																																						
対象となる災害	(省略)																																																																																																																										
貸付対象者	(省略)																																																																																																																										
貸付対象となる被害程度	(省略)																																																																																																																										
貸付金額	ア 上覧アの場合 イ <u>上覧アと家財の損害が重複した場合</u> ウ (省略) エ (省略) オ 家財の損害の場合 (<u>上欄イの場合</u>) カ (省略) キ (省略) ク (省略)																																																																																																																										
貸付期間	(省略)																																																																																																																										
利子	(省略)																																																																																																																										
保証人	連帯保証人 <u>になること</u>																																																																																																																										
償還方法	(省略)																																																																																																																										
申込方法	(省略)																																																																																																																										
4	1	1 1	下記のとおり修正 →表 生活福祉資金の貸付内容 <table><caption>生活福祉資金 貸付条件等一覧表 (平成21年10月以降)</caption><tr><th>資金種別</th><th>貸付用途</th><th>貸付限度額</th><th>償還期間 (返済開始期)</th><th>償還期間</th><th>連帯保証人 及び貸付利率</th></tr><tr><td rowspan="3">総合生活福祉資金</td><td>生活再建費</td><td>生活再建までの間に必要な生活費用</td><td>(二人以上) 月20万円以内 (単一人) 月15万円以内 ※貸付期間 12月以内</td><td>20年以内</td><td>6月以内</td><td rowspan="3">連帯保証人あり →無利率 連帯保証人無し 年率1.5%</td></tr><tr><td>住宅入居費</td><td>敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td><td>40万円以内</td><td>20年以内</td><td>6月以内</td></tr><tr><td>一時生活再建費</td><td>生活を再建するために一時的に必要な費用</td><td>60万円以内</td><td>20年以内</td><td>6月以内</td></tr><tr><td rowspan="13">福祉資金</td><td>日常生活を営む上で一時的に必要な費用</td><td>500万円以内 (貸付標準額は以下のとおり)</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="13">連帯保証人あり →無利率 連帯保証人無し 年率1.5%</td></tr><tr><td>・事業を営むために必要な経費</td><td>400万円</td><td>20年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・住宅取得に必要な経費及びその期間中の生活維持経費</td><td>150万円</td><td>8年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・住宅の増築、修繕等及び災害復旧のために必要な経費</td><td>250万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・福祉用具の購入に必要な経費</td><td>150万円</td><td>8年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・障害者用自動車等の購入に必要な経費</td><td>250万円</td><td>8年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・生活福祉資金貸付制度に定める生活福祉資金の貸付に必要となる経費</td><td>500万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・生活福祉資金貸付制度に定める生活福祉資金の貸付に必要となる経費</td><td>150万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・介護サービス、障害者サービス等の提供を受けるための生活福祉資金</td><td>150万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・災害を要したときにより臨時に必要な経費</td><td>50万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・災害に際して必要な経費</td><td>50万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・災害に際して必要な経費</td><td>50万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・その他これらと同等の必要経費</td><td>50万円</td><td>7年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>福祉小口資金</td><td>緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に必要となる生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要となるとき ・災害等の経費又は被害により生活費が必要となるとき ・その他これらと同等の必要経費</td><td>10万円以内</td><td>8月以内</td><td>2月以内</td><td rowspan="2">無利率</td></tr><tr><td>教育支援資金</td><td>職業学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の入学に必要な経費</td><td>(高専) 月3.5万円以内 (職業・短大) 月5万円以内 (大学) 月6.5万円以内</td><td>20年以内</td><td>卒業後 6月以内</td></tr><tr><td>教育支援資金</td><td>職業学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に必要な経費</td><td>50万円以内</td><td>20年以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">不動産取得資金</td><td>不動産取得が目的とする居住用不動産を取得した生活費 (土地評価額 5,000万円以上)</td><td>・土地の評価額の70%以内 ・月額30万円以内</td><td>償還期間 終了時</td><td></td><td></td><td rowspan="2">・連帯保証人必須 ・利率は年率1%又は 貸付時の低い方</td></tr><tr><td>不動産取得が目的とする居住用不動産を取得した生活費 (土地・建物評価額 500万円以上)</td><td>・土地及び建物の評価額の70%以内 ・月額は月額基準額の1.5倍以内</td><td>償還期間 終了時</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 引用されたホームページの表が更新されていますので、修正	資金種別	貸付用途	貸付限度額	償還期間 (返済開始期)	償還期間	連帯保証人 及び貸付利率	総合生活福祉資金	生活再建費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単一人) 月15万円以内 ※貸付期間 12月以内	20年以内	6月以内	連帯保証人あり →無利率 連帯保証人無し 年率1.5%	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	20年以内	6月以内	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60万円以内	20年以内	6月以内	福祉資金	日常生活を営む上で一時的に必要な費用	500万円以内 (貸付標準額は以下のとおり)				連帯保証人あり →無利率 連帯保証人無し 年率1.5%	・事業を営むために必要な経費	400万円	20年以内			・住宅取得に必要な経費及びその期間中の生活維持経費	150万円	8年以内			・住宅の増築、修繕等及び災害復旧のために必要な経費	250万円	7年以内			・福祉用具の購入に必要な経費	150万円	8年以内			・障害者用自動車等の購入に必要な経費	250万円	8年以内			・生活福祉資金貸付制度に定める生活福祉資金の貸付に必要となる経費	500万円	7年以内			・生活福祉資金貸付制度に定める生活福祉資金の貸付に必要となる経費	150万円	7年以内			・介護サービス、障害者サービス等の提供を受けるための生活福祉資金	150万円	7年以内			・災害を要したときにより臨時に必要な経費	50万円	7年以内			・災害に際して必要な経費	50万円	7年以内			・災害に際して必要な経費	50万円	7年以内			・その他これらと同等の必要経費	50万円	7年以内			福祉小口資金	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に必要となる生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要となるとき ・災害等の経費又は被害により生活費が必要となるとき ・その他これらと同等の必要経費	10万円以内	8月以内	2月以内	無利率	教育支援資金	職業学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の入学に必要な経費	(高専) 月3.5万円以内 (職業・短大) 月5万円以内 (大学) 月6.5万円以内	20年以内	卒業後 6月以内	教育支援資金	職業学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に必要な経費	50万円以内	20年以内			不動産取得資金	不動産取得が目的とする居住用不動産を取得した生活費 (土地評価額 5,000万円以上)	・土地の評価額の70%以内 ・月額30万円以内	償還期間 終了時			・連帯保証人必須 ・利率は年率1%又は 貸付時の低い方	不動産取得が目的とする居住用不動産を取得した生活費 (土地・建物評価額 500万円以上)	・土地及び建物の評価額の70%以内 ・月額は月額基準額の1.5倍以内	償還期間 終了時			133
資金種別	貸付用途	貸付限度額	償還期間 (返済開始期)	償還期間	連帯保証人 及び貸付利率																																																																																																																						
総合生活福祉資金	生活再建費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単一人) 月15万円以内 ※貸付期間 12月以内	20年以内	6月以内	連帯保証人あり →無利率 連帯保証人無し 年率1.5%																																																																																																																					
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	20年以内	6月以内																																																																																																																						
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60万円以内	20年以内	6月以内																																																																																																																						
福祉資金	日常生活を営む上で一時的に必要な費用	500万円以内 (貸付標準額は以下のとおり)				連帯保証人あり →無利率 連帯保証人無し 年率1.5%																																																																																																																					
	・事業を営むために必要な経費	400万円	20年以内																																																																																																																								
	・住宅取得に必要な経費及びその期間中の生活維持経費	150万円	8年以内																																																																																																																								
	・住宅の増築、修繕等及び災害復旧のために必要な経費	250万円	7年以内																																																																																																																								
	・福祉用具の購入に必要な経費	150万円	8年以内																																																																																																																								
	・障害者用自動車等の購入に必要な経費	250万円	8年以内																																																																																																																								
	・生活福祉資金貸付制度に定める生活福祉資金の貸付に必要となる経費	500万円	7年以内																																																																																																																								
	・生活福祉資金貸付制度に定める生活福祉資金の貸付に必要となる経費	150万円	7年以内																																																																																																																								
	・介護サービス、障害者サービス等の提供を受けるための生活福祉資金	150万円	7年以内																																																																																																																								
	・災害を要したときにより臨時に必要な経費	50万円	7年以内																																																																																																																								
	・災害に際して必要な経費	50万円	7年以内																																																																																																																								
	・災害に際して必要な経費	50万円	7年以内																																																																																																																								
	・その他これらと同等の必要経費	50万円	7年以内																																																																																																																								
福祉小口資金	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に必要となる生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要となるとき ・災害等の経費又は被害により生活費が必要となるとき ・その他これらと同等の必要経費	10万円以内	8月以内	2月以内	無利率																																																																																																																						
教育支援資金	職業学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校等の入学に必要な経費	(高専) 月3.5万円以内 (職業・短大) 月5万円以内 (大学) 月6.5万円以内	20年以内	卒業後 6月以内																																																																																																																							
教育支援資金	職業学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に必要な経費	50万円以内	20年以内																																																																																																																								
不動産取得資金	不動産取得が目的とする居住用不動産を取得した生活費 (土地評価額 5,000万円以上)	・土地の評価額の70%以内 ・月額30万円以内	償還期間 終了時			・連帯保証人必須 ・利率は年率1%又は 貸付時の低い方																																																																																																																					
	不動産取得が目的とする居住用不動産を取得した生活費 (土地・建物評価額 500万円以上)	・土地及び建物の評価額の70%以内 ・月額は月額基準額の1.5倍以内	償還期間 終了時																																																																																																																								
4	1	1 2	下記のとおり修正 →第5 中小企業への融資 2 融資 <u>「(1) 経営安定資金の融資</u> <u>ア 市町村認定枠</u> <u>(ア) 融資対象者</u>	134																																																																																																																							

			<u>1) 激甚災害により被害を受けた者</u> <u>2) 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者</u> <u>(イ) 融資使途</u> <u>設備資金、運転資金</u> <u>(ウ) 融資限度額</u> <u>1 中小企業者 8,000 万円以内</u> <u>(エ) 融資期間</u> <u>設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内</u> <u>(オ) 融資利率</u> <u>年1. 7%～2. 3% (融資期間により異なる。)</u> <u>イ 市町村認定以外枠</u> <u>(ア) 融資対象者</u> <u>知事が指定する災害により被害を受けた者</u> <u>(イ) 融資使途</u> <u>設備資金、運転資金</u> <u>(ウ) 融資限度額</u> <u>1 中小企業者 6,000 万円以内</u> <u>(エ) 融資期間</u> <u>設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内</u> <u>(オ) 融資利率</u> <u>年2. 0%～2. 6% (融資期間により異なる。)</u> <u>(2) 利子補給</u> <u>上記資金の融資を受けた者に対して、県が利補給する。(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)</u> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	
4	1	13	→第6 農林漁業者への融資 イ 「農林漁業金融公庫による資金融資」を「<u>県日本政策金融公庫資金</u>」に修正。 ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	135

4	1	17	→第10 災害見舞金の支給 3 見舞金額 見舞金額の表を流山市災害見舞金交付規則の規定にあわせ修正	136																																	
4	1	20	下記のとおり修正 →表 財政援助対象事業 <table><tr><td>災害復旧事業計画</td><td>復旧事業計画</td><td>適用法令</td></tr><tr><td>公共土木施設災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>農林水産施設災害復旧事業計画</td><td>農林 農業用施設 林業用施設 共同利用施設</td><td>農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</td></tr><tr><td>都市施設災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>上水道災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>住宅災害復旧事業計画</td><td>公園住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>社会福祉施設災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>公共医療施設、病院等災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>学校教育施設災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>社会教育施設災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>その他災害復旧事業計画</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr></table> ※ 県地域防災計画の記載にあわせたもの。	災害復旧事業計画	復旧事業計画	適用法令	公共土木施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	農林水産施設災害復旧事業計画	農林 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	都市施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	上水道災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	住宅災害復旧事業計画	公園住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）	(省略)	社会福祉施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	学校教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	社会教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	その他災害復旧事業計画	(省略)	(省略)	137
災害復旧事業計画	復旧事業計画	適用法令																																			
公共土木施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
農林水産施設災害復旧事業計画	農林 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律																																			
都市施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
上水道災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
住宅災害復旧事業計画	公園住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）	(省略)																																			
社会福祉施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
学校教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
社会教育施設災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
その他災害復旧事業計画	(省略)	(省略)																																			
4	1	23	下記のとおり修正 →表 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業 「3 中小企業に関する特別の助成の4 中小企業者に対する資金融通」を削除。 ※ 根拠法令の規定削除により。	138																																	
4	1	23	下記のとおり修正 →表 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業 4 その他の特別の財政援助及び助成の4 「母子寡婦福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に修正。	139																																	